

◎地域密着型サービス事業（新規申請）にかかる事前申出の提出書類

番号	提出書類	注意事項
1	【様式第1号】事前申出書	別添記載
2	法人登記簿謄本（写し・原本証明必要）	法人資格を取得中の場合はその旨の申出書 ※提出が可能となれば速やかに提出してください。
3	貸借対照表・損益計算書（写し・原本証明必要） （法人資格を取得中、またはまだ一度も決算を迎えていない場合は財産目録）	最新のもの
4	法人にかかる、羽曳野市税の滞納がない旨の証明書（市税完納証明書）、及び法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3 ※ただし、法律により非課税法人は除く）	最新のもの
5	法人の代表者（予定者を含む）にかかる、羽曳野市税の滞納がない旨の証明書（市税完納証明書）、及び所得税の納税証明書（その3の2）	最新のもの
6	位置図	予定地周辺の状況がわかるもの（予定地に印をつけること）。
7	基本理念等調書（別紙）	別添記載
8	事業者パンフレット等	法人において介護保険事業等を展開している場合（事業内容は問わない）。

【事前協議にかかる流れについて】

- ① 上記の書類を提出してください。（別館1階①番窓口 高年介護課総務担当まで）
- ② 事前協議開始の決定（不決定）通知を送付します。
- ③ 事前協議に必要な書類の提出依頼をします。
- ④ 事前協議に必要な書類を提出してください。（別館2階 福祉指導監査課まで）
- ⑤ 羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会で、事業開始されるにあたり意見を聴取します。
- ⑥ ⑤の結果を受け、事前協議結果通知を送付します。

（お問い合わせ先）

羽曳野市 072-958-1111

高年介護課 （内線1360）

福祉指導監査課（内線1390・1352）